

## 諮問第81号答申（公表用）

### 第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成18年4月17日付けで異議申立人に対し行った不開示決定処分は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成18年4月3日付けで「平成18年3月31日付け異議決定書（諮問第75号関係）3頁に言及されている峡中地域振興局建設部の文書保管倉庫等の検索結果を記録した文書、その文書の決裁文書およびその文書の回覧文書」の開示を求めて文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書は、不存在であるとした上で、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、不開示とした理由を付し、平成18年4月17日付け中北建第178号-1をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、不開示とした理由は以下のとおりである。

##### 行政文書の不存在

峡中地域振興局建設部の文書保管倉庫等の検索結果を記録した文書、決裁文書及び回覧文書は、作成する必要があると判断したため、現に作成しておらず文書が存在しないので、条例第12条第2項に基づき不開示とする。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年6月19日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立て

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、異議申立人が開示請求した行政文書を再度特定して、その行政文書を全部開示する、との決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、要約するとおおむね以下のとおりである。

##### (1) 開示を求める行政文書について

実施機関は、諮問第75号に対する平成18年3月31日付け異議決定において、「本件の異議申立てを受けて、再度、本件土地」、すなわち、「155番道路敷地」に係る土地売買契約書の有無を確認すべく、峡中地域振興局建設部の文書保管倉庫等を検索したものの、当該土地売買契約書は発見出来なかった」と言及した。

異議申立人は、この引用文「に言及されている、峡中地域振興局建設部の文書保管倉庫等の検索結果を記録した文書、その文書の決裁文書およびその文書の回覧文書」を開示請求した。

なお、実施機関が特定した行政文書は、平成18年3月31日付け決定書に係る峡中地域振興局建設部の文書保管倉庫等の検索結果を記録した文書、決裁文書及び回覧文書であって、その特定に誤りはない。

##### (2) 開示を求める行政文書の存否について

ア 検索が実際になされた限りにおいて、次のことは全く当然である。

(ア) 実施機関はもちろん異議申立人を含む利害関係者も、また、現在だけでなく将来においても、検証することができるように、検索結果は、文書に記録されていなければならないこと。

よって、検索結果を記録した文書は、存在するはずである。

(イ) 実施機関の責任者が検索結果の正確さを確認したことを示し、かつ、この確認を記録に残しておくため、前記(ア)の記録文書は、決裁されていなければならないこと。

よって、前記(ア)の記録文書を決裁した文書は、存在するはずである。

(ウ) 関係部門に対して検索結果を周知するため、前記(ア)の記録文書は、回覧されていなければならないこと。

よって、前記(ア)の記録文書を回覧した文書は、存在するはずである。

- イ 実施機関が実際には検索していなかったことは、十分にあり得ることである。それゆえ、異議申立人は、審査会に対し、調査審議に当たっては、この点に特に留意するよう希望する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書及び口頭意見陳述で説明している内容は、要約するとおおむね以下のとおりである。

##### (1) 行政文書の特定について

本件開示請求で特定した行政文書は、諮問第75号の実施機関が、平成18年3月31日付け異議決定書3頁で言及した峡中地域振興局建設部の文書保管倉庫等を検索した結果を記録した文書、決裁文書及び回覧文書である。

##### (2) 特定した行政文書の存否について

###### ア 搜索事実について

(ア) 平成18年3月31日付け異議決定書は、諮問第75号異議申立事案に係る決定であって、本件異議申立人が、平成16年10月20日付けで開示請求し、翌年の平成17年1月4日付けで異議申立てを行った事案であって、南アルプス市曲輪田新田155番道路敷地の土地売買契約書(以下「土地売買契約書」という。)の存否が争われた事案である。

(イ) 搜索は、前記の異議申立てを受けて、実施機関の補助員である峡中地域振興局建設部用地第一課の主査の新海富夫(以下「担当者」という。)が、自らの起案により不開示理由説明書を作成するうえで、確認的に行ったものであって、搜索の具体的な実施日は定かではないが、平成17年1月4日から平成17年2月7日までの間に行った。

(ウ) 前記の異議申立ての事務は、担当者の専任事務であったため、搜索は、同人が一人で行った。

(エ) 担当者は、峡中地域振興局建設部内の文書保管場所や同敷地内にある文書保管倉庫に出向き、文書保存箱に保管されている関係文書の綴りを確認した。

###### イ 搜索した結果を文書にしなかった理由について

搜索の対象であった土地売買契約書は、当該土地が相続の処理が困難で登記できないことから、土地売買契約に代えて、物件移転補償契約で土地代金相当額を支払ったため、そもそも、当該道路敷地の土地売買契約書が存在しないことは、組織内の共通理解・認識であった。

一方、異議申立人が、諮問第75号の異議申立書のなかで、土地売買契約書

が存在することを前提に異議申立てを行ったことから、搜索者であり、不開示理由説明書の起案者である担当者は、土地売買契約書は存在しないとする不開示理由説明書を作成するため、念のため、確認的に搜索をしたものであって、この搜索からも、搜索の対象物である土地売買契約書は、やはり、発見出来なかったことから、あらためて、その搜索結果を文書に記録する必要はないものと判断した。

ウ 前記のとおり、本件文書は、作成する必要があると判断したため、現に作成しておらず、保有もしていない。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

異議申立人が開示請求し実施機関が特定した行政文書は存在するか否か。

### 2 審査会の判断

#### (1) 本件開示請求の対象となる行政文書について

諮問第75号の実施機関が、平成18年3月31日付け異議決定書の3頁で言及した峡中地域振興局建設部の文書保管倉庫等を搜索した結果を記録した文書、決裁文書及び回覧文書であると認める。

#### (2) 実施機関が特定した行政文書について

本件開示請求の対象文書は、前記第5の2の(1)であって、この点について、実施機関と異議申立人との争いはなく、実施機関の文書特定に誤りはない。

#### (3) 実施機関が特定した行政文書の存否について

ア 前記第4の(2)からも、搜索者も含めて、搜索時点において、搜索対象の土地売買契約書が存在しないことが既に組織的に共通の理解がなされており、搜索者は、不開示理由説明書を作成するにあたって、念のため、確認的に搜索を行ったものであって、搜索者と不開示理由説明書の起案者は同一人で、搜索結果からは、新たな事実が発見出来なかったことから、搜索は、実際に行われ、あらためて当該搜索の結果を文書に記録しなかったとする実施機関の説明は、不自然な点はなく、合理性があるものと認められる。

イ 本件行政文書については、実施機関の事務の必要に応じて作成されるべきものと考えられ、また、作成の必要性等についても、実施機関の判断に委ねられるべきものと理解できる。

以上のことから、当審査会は、実施機関が特定した行政文書は、存在しないものと認め、「当該行政文書は、現に作成しておらず、文書は存在しない。」とする文書の不存在を理由とした実施機関の不開示決定は、妥当であると判断する。

### 3 結論

以上、当審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 4 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成18年 7月 3日	諮問
平成18年 7月28日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成18年 8月17日	異議申立人から意見書を受理
平成18年10月19日 (平成18年度第5回審査会)	審議
平成18年11月29日 (平成18年度第6回審査会)	異議申立人から口頭意見陳述の聴取 実施機関から口頭意見陳述の聴取 審議
平成18年12月25日 (平成18年度第7回審査会)	審議

### 山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職 名	備 考
石川 恵	弁護士	

濱田 一成	元山梨学院大学教授	会 長
丸山 博	元山梨県地方労働委員会事務局長	
水上 浩一	弁護士	会長代理
山口 亮子	山梨大学助教授	